

令和2年度第5回政策討論会第三分科会要点記録
テーマ「公契約のあり方について」

○令和2年11月17日（火） 10：00～11：02

●出席者：稲田（座長）、宇野（副座長・記）、井舎、桑原、岩崎、鳥居、岸田、今口

●目的：理事者より提供された資料に基づいて、議論を深める。

- ・「公契約条例」は、先行他市の条例を参考にした上で、本市に相応しいものを作るべきだと思います。議会・議員の役割は、市民に成り代わって行政機関のチェックをすること等であり、行政が条例に基づいて施策を実行していることが確認できる必要があります。私も民間企業時代は、官公庁の仕事を受注する場合の目指す姿は、特命発注・随意契約の形態でした。公契約は公金を扱っているので、当然、契約の透明性は担保されなければなりません。
- ・新庁舎整備事業施工業務公募型プロポーザル実施要領については、様式については確認できました。特にコメントはありません。選定委員会の会議録は非公開であったものが一定の時期を経て公開されている。活発な意見交換がなされていることはわかるが市民の意見がどのように発表されているのかわかりにくい。
- ・五風荘の指定管理については、契約に当たり岸和田城周辺の活性化が条件として、事業者も自主事業を多く掲げている。しかし、実施されている様子が見受けられず、五風荘付近から活気が消えているように思う。市は管理運営状況の把握と評価、監査をどの程度行っているのか課題だと思う。
- ・市が行う公契約については地方自治法にもとづく契約行為を行うものであり、各担当課がどのような契約方式を選択するのかは担当課にゆだねられている。庁舎の建設におけるパブリックコメントによる契約についても担当課に任されている、それゆえその内容について契約検査課としてどのようにかわるのか、検討が必用ではないか。また、五風荘をはじめとした指定管理者制度の導入については、当初の提案どおりに事業が実施されているのか、また、提案がされている独自事業の実行についても、毎年モニタリング制度により検証がなされてはいるが、どれだけ実効性がある検証が行われているのか点検する必要がある。
- ・前々回、契約検査課の説明で、契約の種類、契約締結方式について説明を受けたが、公契約条例を制定した具体的な事例があれば、メリット、デメリットが分かり、本市でも制定するかどうかの判断が出来る。公契約条例の運用により、契約を結ぶ場合どの様な判断をするのか調査したい。

- ・一番知りたいのは、評価基準書は原課が作成していると思いますが、評価事項の内容・配点・変更がどのように決まっていくのかを知りたい。また、業者決定については選定委員会が決めるでしょうけれども、行政が最終決定にどう関わっているのかを知りたい。
- ・情報公開について、どの会議が非公開で、その理由も知りたい。
- ・指定管理制度に係る運用指針の中には、指定管理にモニタリングという項目があるが、五風荘や観光交流センター等の例からも機能していないところもあるように感じる。原課がこれをやるというのは、日常業務の中で困難ではないか。契約検査課がこれを行うのも正しくないかもしれないが、第三者による定期的な検査が必要ではないかと感じる。
- ・契約内容について、疑義が生じているというわけではないが、制度に疑義が生じており、契約している内容をどのように履行するのか、業者の配点について疑義が生じている、また新庁舎についてはアドバイザーの関わり・役割についても疑問が生じている。
透明性や公正について、政治的な判断は致し方ないと思うが、例えば庁舎の建て替えは半世紀に一度の大きな事業であり、市民に対して説明できることが必要である。
- ・城のお堀の浄化とかの建物と無関係なところで点数を取っている。その配点がブラックボックスではないか。その中で透明性をどのように担保するのが重要ではないか。
- ・すべての公契約条例は労働者の保護を目的としており、最低賃金を決めているか、決めていないかの2パターンがあり、一度、公契約について勉強する必要がある。
公契約条例は、千葉県野田市が最初に作ったが、今回は、先進事例である世田谷区と愛知県豊川市の公契約条例をもとに、議論を行う。

※次回の開催は、12月22日（火）10時から。